

# ツキノワグマ誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金交付要綱

令和7年11月13日

改正 令和8年3月31日

## (目的)

第1条 この要綱は、ツキノワグマを誘引する樹木の伐採を行う者に対し、誘引樹木伐採・運搬・処分事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、もって人身被害の防止を図ることを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助対象者は、ツキノワグマを誘引するおそれのある放置された樹木を伐採又は運搬処分する個人及び団体等とする。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる樹木（営利を目的として植付けされたものを除く）を伐採及び運搬処分する事業（当該樹木を根元から伐採するものに限る。）とする。

- (1) カキ
- (2) クリ
- (3) その他市長が必要と認める樹木

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する個人又は事業所に対する委託料等とする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の1/2以内とし、その上限額は5万円とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内で市長の定めた額とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

## (補助金の申請手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。